平成２２年（フ）第２１０１号
神奈川県綾瀬市上土棚南２丁目10番36号
ファミール松山103
債務者　林　　伸吾
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２２４７号
神奈川県藤沢市善行６丁目６番13号　ハイツ柴田１Ｆ
債務者　尾花真弓美（旧姓古堅）
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２２５８号
横浜市戸塚区前田町517番地９　ブレーメン東戸塚102号
債務者　金岡　郁子
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１７８７号
横浜市栄区元大橋２丁目19番１号
債務者　高崎　尚子
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１９２８号
横浜市泉区和泉町3481番地10
債務者　田村　京子
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２０３２号
神奈川県綾瀬市深谷中６丁目８番30号
債務者　上野　孝之
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４８６号
静岡県浜松市東区長鶴町76番地の４　セントラルハイツ202、前住所静岡県浜松市中区神田町156番地　ヴィアレ神田町401号
債務者　鈴木　資之
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月８日午前11時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第１３５２５号
東京都足立区島根４丁目20―４―103
債務者　大塚　恭範
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３６１５号
神奈川県横浜市金沢区六浦３丁目42―２―104
債務者　伊東　利男
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３６１６号
神奈川県横浜市金沢区六浦３丁目42―２―104
債務者　伊東　成子
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３６３９号
東京都葛飾区立石１丁目７―４―303
債務者　城代　國廣
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３６４６号
東京都足立区入谷７丁目12―16―303
債務者　粟野　麻美
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３６６８号
東京都江戸川区船堀５丁目10―24―205
債務者　吉井　トク
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３６７１号
埼玉県新座市新座３丁目６－３―308
債務者　長坂　憲二
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３６７３号
東京都八王子市元八王子町１丁目124―11
債務者　早川ひとみ
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部